

スポーツフェスタ・ふくおか事業に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツフェスタ・ふくおか実行委員会（以下「本会」という）が実施する事業に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものである。

(補助金対象事業に係る補助対象経費)

第2条 この補助金は、実施団体（以下「団体」という）の事業実施に要する下記の経費とする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 食糧費
- (5) 需用費
- (6) 役務費
- (7) 委託料
- (8) 賃借料

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする団体は、別に示す補助金内示額に基づき、補助金交付申請書（様式1）に次の書類を添付の上、本会会長が定める期日までに本会会長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（写）・・・・・・様式2
- (2) 事業計画書・・・・・・様式3

(補助金の交付決定及び通知)

第4条 前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められたときは当該補助金の額を決定し通知する。

但し、この規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないことができる。

- (1) 代表者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律「平成3年法律第77号第2条第2号」に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (2) 法人格を有する場合は、法人の役員が、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(事業計画の変更)

第5条 当該団体が補助金対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本会長の承認を受けなければならない。

但し、補助金の交付決定額に変更をきたさない程度の軽微な変更はこの限りではない。

(事業実績報告書)

第6条 当該団体が補助事業を完了した場合は、事業完了後1ヵ月以内に、実績報告書(様式4)に次の書類を添付の上、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施収支決算書・・・・・・・・様式5
- (2) 事業実施報告書・・・・・・・・様式6

(補助金の額の確定及び通知)

第7条 本会会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容及び成果等を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し当該団体に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 本会会長が必要と認めるときは、交付決定額の範囲内で必要と認める額を概算払することができる。この補助金の概算払を受けようとするものは、請求書(様式7)に必要事項を記載し本会会長に請求するものとする。この場合においては、第6条に規定する補助事業実績報告書をもって精算するものとする。

(補助金の返還)

第9条 本会会長は、補助事業がいずれかに該当するときは補助金の額を減額し、一部または全額の返還を求めることができる。

- (1) 補助事業に要した経費が補助金の額を下まわった場合
- (2) 交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 事業計画の変更の承認を事前に受けなかった場合
- (4) 補助事業の遂行の状況や必要書類の調査を拒んだ場合
- (5) その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(帳簿及びその他証拠書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿を整備し、第三者の会計監査を受けた上で、補助事業の完了した日の属する翌年度から5ヵ年間保存しなければならない。